

令和4年2月18日

令和4年2月鳥取県西部広域行政管理組合  
議会定例会追加議案



令和4年2月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会追加議案

目 次

- 議案第 7 号 鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則の一部を改正する規則  
の制定について
- 議案第 8 号 管理者の専決処分事項の指定について



議案第7号

鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則の一部を改正する  
規則の制定について

鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定  
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条に  
おいて準用する同法第120条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月18日提出

鳥取県西部広域行政管理組合議会  
議会運営委員長 今 城 雅 子



鳥取県西部広域行政管理組合議会規則の一部を改正する規則

鳥取県西部広域行政管理組合議会規則(昭和47年鳥取県西部広域行政管理組合議会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	<u>目次</u>				[新設]
	<u>第1章 総則 (第1条-第12条)</u>				
	<u>第2章 議案及び動議 (第13条-第18条)</u>				
	<u>第3章 議事日程 (第19条-第23条)</u>				
	<u>第4章 選挙 (第24条-第33条)</u>				
	<u>第5章 議事 (第34条-第47条)</u>				
	<u>第6章 発言 (第48条-第65条)</u>				
	<u>第7章 委員会 (第66条-第112条)</u>				
	<u>第8章 表決 (第113条-第122条)</u>				
	<u>第9章 請願 (第123条-第129条)</u>				
	<u>第10章 秘密会 (第130条・第131条)</u>				
	<u>第11章 公聴会及び参考人 (第132条-第138条)</u>				
	<u>第12章 辞職 (第139条・第140条)</u>				
	<u>第13章 規律 (第141条-第149条)</u>				
	<u>第14章 懲罰 (第150条-第155条)</u>				
	<u>第15章 会議録 (第156条-第160条)</u>				
	<u>第16章 協議又は調整を行うための場 (第161条)</u>				
	<u>第17章 議員の派遣 (第162条)</u>				
	<u>第18章 雑則 (第163条)</u>				
	<u>附則</u>				
	<u>第1章 総則</u>				[新設]
	(欠席の届出)				(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができ。

（会議時間）

第8条 会議時間は、午後1時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができ。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の休憩中会議時間を過ぎたときは、会議の時間が自動的に延長されたものとする。

（休会）

第9条 [省略]

（会議の閉閉）

第10条 開議、散会、延会、中止及び休憩は、議長が宣告する。

2 [省略]

（定足数に関する措置）

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。

[新設]

[新設]

（休会）

第8条 [省略]

（会議の閉閉）

第9条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 [省略]

[新設]

に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。  
2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあるとき、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めるところができる。  
3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条ただし書に規定する出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 [省略]

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再びこれを提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 [省略]

(修正の動議)

第16条 [省略]

[新設]

[新設]

(議案の提出)

第10条 [省略]

[新設]

(動議成立に必要な賛成者の数)

第11条 [省略]

(修正の動議)

第12条 [省略]

(先決動議の表決順序)

第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び会議の議題となった動議の撤回については、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならぬ。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならぬ。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第19条 [省略]

(日程の順序変更及び追加)

第20条 [省略]

(議事日程のない会議の通知)

第21条 [省略]

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたと

[新設]

[新設]

[新設]

(日程の作成及び配布)

第13条 [省略]

(日程の順序変更及び追加)

第14条 [省略]

(議事日程のない会議の通知)

第15条 [省略]

[新設]

き、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 23 条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合であっても、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

#### 第 4 章 選挙

(選挙の宣告)

第 24 条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 25 条 選挙を行う宣告の際議場に不在の議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第 26 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 24 条の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第 27 条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければなら  
ない。

2 議長は、職員に投票箱を改めさせなければならぬ。

(投票)

第28条 議長は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱  
に投入する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有  
無を確かめ、投票の終了を宣告する。

2 前項の規定による宣告があった後は、投票することができな  
い。

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに  
投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議員のうちから、議長が指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第32条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(選挙関係書類の保存)

第 33 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第 5 章 議事

(議題の宣告)

第 34 条 [省略]

(一括議題)

第 35 条 [省略]

(議案等の朗読)

第 36 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 37 条 会議に付する事件は第 125 条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件については、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 [省略]

(付託事件を議題とする時期)

第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

[新設]

[新設]

(議題の宣告)

第 16 条 [省略]

(一括議題)

第 17 条 [省略]

[新設]

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 18 条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件については、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 [省略]

(付託事件を議題とする時期)

第 19 条 委員会に付託した事件は、その審査の終了を待って議題とする。

(委員長及び少数意見者の報告)  
第39条 [省略]

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)  
第41条 [省略]

(討論及び表決)  
第42条 [省略]

(議決事件の字句、数字等の整理)  
第43条 [省略]

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。この場合においては、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限内に審査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

(委員長及び少数意見者の報告)  
第20条 [省略]

[新設]

(委員長報告等に対する質疑)  
第21条 [省略]

(討論及び表決)  
第22条 [省略]

(議決事件の字句、数字等の整理)  
第23条 [省略]

[新設]

第45条 議会は、委員会の審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、当該委員会における審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができ

[新設]

(再付託)

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

[新設]

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

[新設]

第6章 発言

[新設]

(発言の場所)

第48条 発言は、全て議長の許可を受けた後、議席でしなければならぬ。

(発言)

第24条 発言は、全て議長の許可を受けて発言しなければならない。

い。

2 議長は、必要があると認めるときは、議席で発言する議員を登壇させることができる。

[新設]

(発言の通告及び順序)

第49条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一

[新設]

身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に不在のときは、通告は、その効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第50条 発言の通告をしない者は、通告をした者が全て発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。

2 通告をしない者が発言を求めたときは、挙手をして「議長」と呼び、議長の許可を受けなければならない。

3 2人以上の者が挙手をして発言を求めたときは、議長は、先に挙手をしたと認める者から指名する。

(管理者等の反問及び反論)

第51条 議長から本会議又は委員会への出席を要請された管理者その他の執行機関及びその補助職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員に対して反問及び反論することができる。

(討論の方法)

第52条 [省略]

(議長の発言討論)

第53条 [省略]

[新設]

[新設]

(討論の方法)

第25条 [省略]

(議長の発言討論)

第26条 [省略]

<p><u>(発言内容の制限)</u></p> <p><u>第54条</u> 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 <u>議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。</u></p> <p>3 <u>議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。</u></p> <p><u>(質疑の回数)</u></p> <p><u>第55条</u> [省略]</p>	<p>[新設]</p> <p>(質疑の回数) 第27条 [省略]</p>
<p><u>(発言時間の制限)</u></p> <p><u>第56条</u> <u>議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。</u></p> <p>2 <u>議長の定めた時間の制限について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p><u>(議事進行に関する発言)</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p><u>第57条</u> <u>議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。</u></p> <p>2 <u>議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。</u></p> <p><u>(発言の継続)</u></p> <p><u>第58条</u> <u>延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができ</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

る。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第61条 [省略]

(緊急質問等)

第62条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。

[新設]

[新設]

(一般質問)

第28条 [省略]

[新設]

(準用規定)

第63条 第59条の規定は、前2条の規定による質問について準用する。

(発言の取消又は訂正)

第64条 [省略]

(答弁書の配布)

第65条 管理者その他の関係機関が、質疑及び質問に対し直ちに答弁することができない場合であつて、事後において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第7章 委員会

(議長への通知)

第66条 [省略]

(欠席の届出)

第67条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出する

[新設]

(発言の取消又は訂正)

第29条 [省略]

[新設]

[新設]

(議長への通知)

第30条 [省略]

[新設]

ことができる。

(会議中の委員会の禁止)

第 68 条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

[新設]

(会議の閉閉)

第 69 条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

[新設]

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第 70 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

[新設]

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

(議題の宣告)

第 71 条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

[新設]

(一括議題)

第 72 条 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

[新設]

(議案等の朗読)

第73条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。

[新設]

(審査順序)

第74条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うものとする。

[新設]

(先決動議の表決順序)

第75条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が、表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

[新設]

(動議の撤回)

第76条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

[新設]

(委員の議案修正)

第77条 委員が修正案を發議しようとするときは、あらかじめ、その案を委員長に提出しなければならない。

[新設]

(連合審査会)

第78条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

[新設]

(証人出頭又は記録提出の要求)

第79条 委員会は、法第100条第1項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならぬ。

(所管事務の調査)

第80条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、あらかじめ、その事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、議会運営委員会が法第109条第3項の規定により調査をしようとする場合について準用する。

(委員の派遣)

第81条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、あらかじめ、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(議事の継続)

第82条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(閉会中の継続審査)

第83条 委員会は、閉会中もお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(閉会中の継続審査)

第32条 委員会は、閉会中もお審査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければ

なければならぬ。

(少数意見の留保)

第84条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他に出席委員1人以上の賛成があるものは、少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合には、簡明な少数意見報告書を作成し、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句、数字等の整理)

第85条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第86条 [省略]

(指定者以外の者の退場)

第87条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第88条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り、他に漏らすてはならない。

ならない。

[新設]

[新設]

(委員会報告書)  
第33条 [省略]

[新設]

[新設]

(発言の許可)

第89条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ、発言することができない。

(委員の発言)

第90条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第91条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なおお伺わない場合は、発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第92条 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その可否を決める。

(委員長の発言)

第93条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまで

[新設]

(委員の発言)

第31条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を定めたときは、この限りでない。

[新設]

[新設]

[新設]

は、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第94条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第95条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第96条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第97条 質疑又は討論が終わつたときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(選挙及び表決時の発言制限)

第98条 選挙及び表決の宣告後は、何人も、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

[新設]

(発言の取消し又は訂正)

第99条 発言した委員は、委員会の許可を得て、当該発言を取り消し、又は当該発言の訂正をすることができる。

[新設]

(答弁書の朗読)

第100条 管理者その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、職員にこれを朗読させる。

[新設]

(互選の方法)

第101条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

[新設]

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならぬ。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合には、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同

意があつた者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第 102 条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第 4 章の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第 103 条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第 104 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 105 条 表決には、条件を付けることができない。

(起立又は挙手による表決)

第 106 条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第 107 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 前項の記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票又は無記名投票による表決)

第 108 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票の場合にあっては、委員の氏名を併記しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第 109 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 27 条から第 30 条まで及び第 31 条第 1 項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第 110 条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 111 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

第112条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が、表決の順序を決める。この場合において、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

#### 第8章 表決

(表決問題の宣告)

第113条 [省略]

(不在議員)

第114条 表決宣告の際議場に不在の議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第115条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第116条 [省略]

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

[新設]

[新設]

(表決問題の宣告)

第34条 [省略]

[新設]

(条件の禁止)

第35条 表決には条件を付けることができない。

(起立による表決)

第36条 [省略]

[新設]

(投票による表決)

第117条 [省略]

2 前項の記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票又は無記名投票による表決)

第118条 [省略]

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。

(選挙規定の準用)

第119条 第26条から第33条までの規定は、前2条の規定により投票を行う場合について準用する。

(表決の訂正)

第120条 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

(簡易表決)

第121条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して議員から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第122条 [省略]

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。

第37条 [省略]

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票による表決)

第38条 [省略]

[新設]

[新設]

[新設]

(簡易表決)

第39条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができ、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第40条 [省略]

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も近い

ものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

[新設]

3 [省略]

[新設]

[新設]

3 前項の表決の順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

4 [省略]

### 第9章 請願

#### (請願書の記載事項)

第123条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならぬ。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならぬ。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならぬ。

4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

#### (請願文書表)

第124条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による

[新設]

数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第 125 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、議長が特に必要があるとき認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第 126 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならぬ。

(請願の審査報告)

第 127 条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により意見を付け、議長に報告しなければならぬ。

(1) 採択とすべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、採択とすべきものと決定した請願で、管理者その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理

[新設]

[新設]

[新設]

の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めらるるものについては、前項の規定による報告にその旨を付記しなければなら  
ない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求)

第128条 議長は、議会の採択した請願で、管理者その他の関係  
機関に送付しなければならぬものは、これを送付し、その処理  
の経過及び結果の報告を請求することに決したものであるものについ  
ては、これを請求しなければならぬ。

(陳情書の処理)

第129条 陳情書又はこれに類するもの(以下「陳情書等」とい  
う。)は、議長が受け付ける。  
2 議長は、受け付けた陳情書等について、議員に配布する。  
3 受け付けた陳情書等を議題に供する場合は、議会運営委員会  
に諮り決定するものとする。  
4 前項の規定により議題に供することと決定した陳情書等につ  
いては、請願書の例により処理するものとする。

## 第10章 秘密会

(指定者以外の退場)

第130条 [省略]

(秘密の保持)

第131条 [省略]

[新設]

[新設]

[新設]

(指定者以外の退場)

第41条 [省略]

(秘密の保持)

第42条 [省略]

第 11 章 公聴会及び参考人

(公聴会の開催の手続)

第 132 条 [省略]

(意見を述べようとする者の申出)

第 133 条 [省略]

(公述人の選任)

第 134 条 [省略]

(公述人の発言)

第 135 条 [省略]

(公述人に対する質疑等)

第 136 条 [省略]

(代理人又は文書による公述)

第 137 条 [省略]

(参考人)

第 138 条 [省略]

第 12 章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

第 139 条 [省略]

[新設]

(公聴会の開催の手続)

第 43 条 [省略]

(意見を述べようとする者の申出)

第 44 条 [省略]

(公述人の選任)

第 45 条 [省略]

(公述人の発言)

第 46 条 [省略]

(公述人に対する質疑等)

第 47 条 [省略]

(代理人又は文書による公述)

第 48 条 [省略]

(参考人)

第 49 条 [省略]

[新設]

(議長及び副議長の辞職)

第 50 条 [省略]

<p>(議員の辞職) 第140条 [省略]</p> <p>第13章 規律</p> <p>(品位の尊重) 第141条 <u>議員は、議会の品位を重んじなければならない。</u></p> <p>(携帯品) 第142条 <u>議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(議事妨害の禁止) 第143条 <u>何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。</u></p> <p>(離席) 第144条 <u>議員は、会議中は、みだりにその議席を離れてはならない。</u></p> <p>(禁煙) 第145条 <u>何人も、議場において喫煙してはならない。</u></p> <p>(新聞等の閲読の禁止)</p>	<p>(議員の辞職) 第51条 [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
---	--

第 146 条 何人も、会議中は、参考のためにするものほか、新聞紙又は書類の類を閲読してはならない。

[新設]

(許可のない登壇の禁止)

第 147 条 何人も、議長 of 許可がなければ、演壇に登ってはならない。

[新設]

(資料等印刷物の配布許可)

第 148 条 議長又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

[新設]

(議長の秩序保持権)

第 149 条 [省略]

(議長の秩序保持権)  
第 52 条 [省略]

#### 第 14 章 懲罰

[新設]

(懲罰動議の提出)

第 150 条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

[新設]

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 88 条第 2 項及び第 131 条第 2 項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第 151 条 懲罰については、議会は、第 37 条第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

[新設]

(戒告又は陳謝の方法)

第 152 条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第 153 条 出席停止は、2日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間内に出席したときの措置)

第 154 条 出席停止を命ぜられた者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに、退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第 155 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第 15 章 会議録

(会議録の記載事項)

第 156 条 [省略]

(1)～(15) [省略]

2 議事は、議長の定める方法により記録する。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(会議録の記載事項)

第 53 条 [省略]

(1)～(15) [省略]

[新設]

<p>(会議録署名議員)</p> <p>第 157 条 <u>会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合）は、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2 人とし、議長が会議において指名する。</u></p> <p>(<u>会議録の配布</u>)</p> <p>第 158 条 <u>会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合）は、電磁的方法による提供を含む。）する。</u></p> <p>(<u>会議録に掲載しない事項</u>)</p> <p>第 159 条 <u>前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 64 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</u></p> <p>(<u>会議録の保存年限</u>)</p> <p>第 160 条 <u>会議録の保存年限は、永年とする。</u></p> <p>第 16 章 <u>協議又は調整を行うための場</u></p> <p>(<u>全員協議会の設置</u>)</p> <p>第 161 条 <u>法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 <u>全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</u></li> <li>3 <u>全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></li> </ol>	<p>(会議録署名議員)</p> <p>第 54 条 <u>会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	--

<p>第17章 <u>議員の派遣</u></p> <p>(議員の派遣)</p> <p>第162条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決で、これを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>第18章 <u>雑則</u></p> <p>(<u>疑義に対する措置</u>)</p> <p>第163条 この規則の適用に関する疑義は、議長がこれを決する。ただし、異議があるときは、会議に諮り決する。</p>	<p>[新設]</p> <p>(補則)</p> <p>第55条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、米子市議会会議規則（平成17年米子市議会規則第1号）の例による。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は、注記である。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	



議案第 8 号

管理者の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定による議会の権限に属する軽易な事項を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合議会

議会運営委員長 今 城 雅 子



地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する事項のうち管理者において専決することができる事項を、次のとおり指定する。

- 1 地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償でその額が100万円以内のものに係る和解又は調停及び損害賠償の額の決定に関すること。
- 2 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称を引用する規定の整理を内容とする条例の改正をすること。
- 3 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の変更に係る金額の合計が1,500万円を超えない範囲の変更契約を締結すること。

## 議案第7号参考資料

### 鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則の一部を改正する 規則

#### (改正理由)

これまで相当部分を米子市議会会議規則の例によることとしていた規定を見直し、本組合独自の会議規則を整備することで、より一層の議会活動の充実及び円滑な議会運営を図ることができるよう、所要の整備を行おうとするものです。

#### (改正内容)

- 1 規則の内容の理解と、規定の検索に資するため、新たに章を設け、目次を整備した。(目次関係)
- 2 近年の男女共同参画の状況を鑑み、本組合議会においても欠席理由を明文化し、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するよう改めた。(第2条関係)
- 3 会議時間について定めた。(第8条関係)
- 4 字句の整理を行った。(第10条、第90条、第115条、第117条、第121条及び第122条関係)
- 5 定足数に関する措置について定めた。(第11条関係)
- 6 出席催告について定めた。(第12条関係)
- 7 一事不再議について定めた。(第14条関係)
- 8 先決動議の表決順序について定めた。(第17条関係)
- 9 事件の撤回又は訂正及び動議の撤回について定めた。(第18条関係)
- 10 延会の場合の議事日程について定めた。(第22条関係)
- 11 日程の終了及び延会について定めた。(第23条関係)

- 12 選挙に関する規定について定めた。(第 24 条—第 33 条関係)
- 13 議案等の朗読について定めた。(第 36 条関係)
- 14 委員会付託について、請願に係るもの以外について規定するよう改めた。(第 37 条関係)
- 15 委員会付託事件を議題とする時期について、調査の終了についても規定するよう改めた。(第 38 条関係)
- 16 修正案の説明について定めた。(第 40 条関係)
- 17 委員会の審査又は調査の期限について定めた。(第 44 条関係)
- 18 委員会の中間報告について定めた。(第 45 条関係)
- 19 委員会への再付託について定めた。(第 46 条関係)
- 20 議事の継続について定めた。(第 47 条関係)
- 21 発言の場所について、明確化するよう改めた。(第 48 条関係)
- 22 発言の通告及び順序について定めた。(第 49 条関係)
- 23 発言の通告をしない者の発言について定めた。(第 50 条関係)
- 24 管理者等の反問及び反論について定めた。(第 51 条関係)
- 25 発言内容の制限について定めた。(第 54 条関係)
- 26 発言時間の制限について定めた。(第 56 条関係)
- 27 議事進行に関する発言について定めた。(第 57 条関係)
- 28 発言の継続について定めた。(第 58 条関係)
- 29 質疑又は討論の終結について定めた。(第 59 条関係)
- 30 選挙及び表決時の発言制限について定めた。(第 60 条関係)
- 31 緊急質問等について定めた。(第 62 条関係)
- 32 質問に係る準用規定について定めた。(第 63 条関係)
- 33 答弁書の配布について定めた。(第 65 条関係)

- 34 委員会に関する規定について定めた。(第 67 条—第 82 条、第 84 条・第 85 条、第 87 条—第 89 条、第 91 条—第 112 条関係)
- 35 閉会中に継続審査を行う要件について、調査についても規定するよう改めた。(第 83 条関係)
- 36 表決宣告時の不在議員の取扱いについて定めた。(第 114 条関係)
- 37 起立による表決における例外について定めた。(第 116 条関係)
- 38 無記名投票における疑義について定めた。(第 118 条関係)
- 39 表決の際の選挙規定の準用について定めた。(第 119 条関係)
- 40 表決の訂正について定めた。(第 120 条関係)
- 41 請願について定めた。(第 123 条—第 129 条関係)
- 42 規律について定めた。(第 141 条—第 148 条関係)
- 43 懲罰について定めた。(第 150 条—第 155 条関係)
- 44 議事の記録方法について定めた。(第 156 条関係)
- 45 会議録署名議員について、会議録が電磁的記録をもって作成された場合についても疑義が生じないように改めた。(第 157 条関係)
- 46 会議録の配布、会議録に掲載しない事項及び会議録の保存年限について定めた。(第 158 条—第 160 条関係)
- 47 全員協議会について定めた。(第 161 条関係)
- 48 議員の派遣について定めた。(第 162 条関係)
- 49 疑義に対する措置について定めた。(第 163 条関係)
- 50 米子市議会会議規則の例によることとした規定を削除した。

(施行期日)

公布の日



議案第 8 号参考資料

管理者の専決処分事項の指定について

今 回 の 議 案	現 行
<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定により、議会の権限に属する事項のうち管理者において専決することができる事項を、次のとおり指定する。</p> <p>1 地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定による損害賠償でその額が 100 万円以内のものに係る和解又は調停及び損害賠償の額の決定に関すること。</p> <p>2 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称を引用する規定の整理を内容とする条例の改正をすること。</p> <p>3 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の変更に係る金額の合計が 1,500 万円を超えない範囲の変更契約を締結すること。</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の権限に属する事項のうち管理者において専決することができる事項を、次のとおり指定する。</p> <p>地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定による損害賠償でその額が 30 万円以内のものに係る和解又は調停及び損害賠償の額の決定に関すること。</p>





発鳥西総第 1220 号-1

令和 3 年 9 月 2 4 日

鳥取県西部広域行政管理組合議会

議長 岩崎 康朗 様

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊木隆司



地方自治法第 180 条第 1 項の規定による軽易な事項の変更及び追加について(依頼)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定に基づき管理者において専決処分にすることができる事項として、別紙に掲げる事項を変更及び追加していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。





## 1 専決処分をすることができる事項について変更及び追加を依頼する事項

- (1) 地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償について、管理者が専決処分することができる事項を「30万円以内のもの」から「100万円以内のもの」に変更していただくこと。
- (2) 条例において引用する法令の制定、改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称を専決処分により改正することを追加していただくこと。
- (3) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約に係る契約金額の変更について、額が1,500万円以下の変更契約を締結することについては専決処分をすることができる事項に追加していただくとともに、「1,500万円」は、変更に係る金額の合計額であることを確認していただくこと。

## 2 具体的内容及び理由

### (1)について

#### [具体的内容]

「損害賠償でその額が30万円以内のものに係る和解又は調停及び損害賠償の額の決定に関する事」について、「100万円以内のもの」に変更すること。

#### [理由]

損害賠償でその額が30万円以内のものに係る和解又は調停及び損害賠償の額の決定に関する事については、議会の委任による専決処分の対象とされています。

損害賠償に係る相手方との調整を速やかにすすめていくこと及び県内の他団体においては70万円から100万円としている例が多いことから、「損害賠償でその額が30万円以内のもの」について、「損害賠償でその額が100万円以内のもの」とするよう、議会の委任による専決処分の事項を変更していただきたいと存じます。

### (2) について

[具体的内容]

議会の委任による専決処分の事項に、法令の制定、改正又は廃止に伴い、条例において引用する当該法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称の整理を内容とする条例の改正を追加

[理由]

法令の制定、改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項若しくは用語のほか、当該法令を根拠にして設置されている法人、機関等の名称が改められることがあります。当該改められる法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称を条例に引用している場合には、当該条例について、その名称の整理を本組合の政策的な判断を関与させるまでもなく、必然的かつ事務的に行わなければなりません。

したがって、法令の制定、改正又は廃止に伴い、条例において引用する当該法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称の整理を行うための条例の一部改正については、議会の委任による専決処分の対象として追加していただきたいと存じます。

(3)について

[具体的内容]

議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、「契約金額の変更額が1,500万円を超えない範囲の変更契約を締結すること」について、議会の委任による専決処分の対象として追加するとともに、「契約金額の変更額が1,500万円以下」とは、1回当たりの変更額が1,500万円以下であるのはもちろん、数度の変更があった場合には、当該変更が増額であるか減額であるかを問わず、変更に係る金額の合計が1,500万円以下であることの確認

[理由]

議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、現在は金額の多寡に

かかわらず議会の議決が必要となっておりますが、工事現場の状況等により設計変更を行う必要が生じるたびに議会の議決を経るまで公共工事の進行を中断させることになると、中断期間中の資材及び人員の保全等に余分な経費の負担、また、工期の確保が困難になる等の問題を生じさせる可能性が多大になるおそれもあります。公共工事の円滑な進捗に資するため、契約金額の変更額(増減額)が1,500万円以下の変更契約の締結は、議会の委任による専決処分の対象に追加していただきたいと存じます。

また、「1,500万円」については、変更契約1回当たりの限度額を示すものであるのか、当初の請負契約について数度の変更契約が行われる場合において専決処分により締結することができる変更契約の限度額を示すものであるのかについて、複数回の変更契約の積み重ねの結果、その変更が総額であれ、減額であれ、また、これらが組み合わされる場合であれ、変更契約により変動する金額の合計が1,500万円を超えることは想定されるます。

この場合、「1回当たりの変更金額が1,500万円以下」であったとしても、その合計額が1,500万円を超えるようであれば、もはや「軽易な変更」とは言えないと思慮します。

また、そもそも、本来は議会の議決事項である変更契約の締結について、「軽易な変更」に限り専決処分をすることができるとしていただいた趣旨をゆるがせにするおそれもあります。

したがって、専決処分により変更契約を締結することができるとする金額は、「契約金額の変更に係る金額の合計が1,500万円を超えない範囲」を合わせて確認していただき適切な事務執行を図りたいと存じます。



## 変更契約に係る議会の議決について

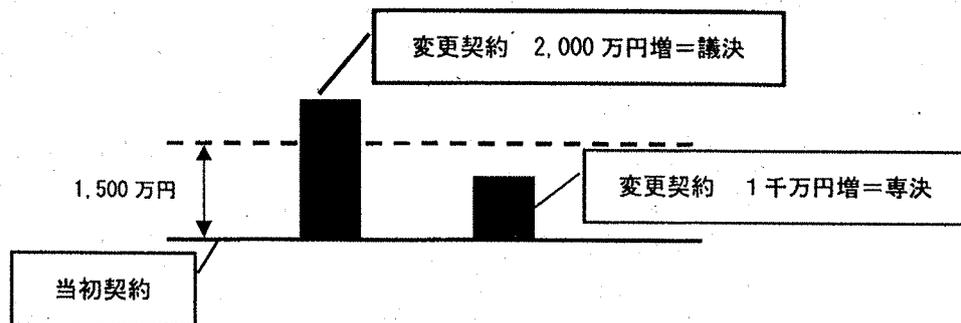
地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項について、「1,500万円以下の変更契約を締結すること」を追加していただくとともに、「1,500万円とは、変更に係る金額の合計額であること」を確認していただくようお願いしたところです。

このことについて、令和3年10月29日に開会の議会運営委員会において、各委員から変更契約に係る考え方についての質疑があったことから、次のとおり回答します。

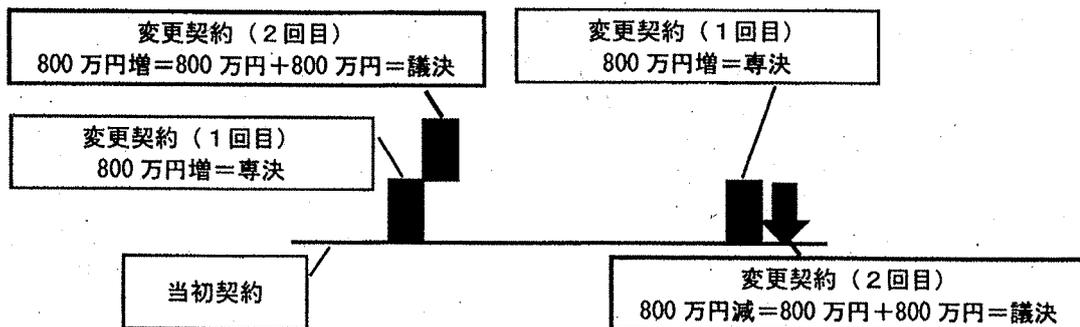
### <事例>

※ 下図は、いずれも増額の場合を記載していますが、減額の場合も同じ扱いとなります。

#### ① 変更契約が1回の場合



#### ② 変更契約が複数の場合



### <考え方>

- ・ 変更契約が1回であれ複数回であれ、また変更が増額であれ減額であれ、変更する金額の合計が1,500万円以上となる場合は、議決が必要となる。
- ・ 複数の変更契約の結果、変更後の契約金額が当初の契約と同額となる場合、すでに議決又は専決により当初の契約が変更となっていること、工事内容等が変更となっていることから、変更する金額の合計が1,500万円以上となるときは「軽易」とはいえず、議会の議決が必要となる。